

28 年 1 月から交付する 個人番号カードとはどんなもの？

通知カードは個人番号カードの交付申請書と一体になっています。個人番号カードの交付を希望する人は、この申請書で申し込むことができます。個人番号カードの機能と利用方法は次のとおりです。

個人番号カードは公的な身分証明書です

通知カードは、本人確認用の書類としては利用できません。「個人番号カード」は、マイナンバーを証明する書類として、また公的な身分証明書として利用できます。

個人番号カードに記載される情報

- ・氏名 ・住所 ・生年月日 ・性別
- ・マイナンバー ・カードの有効期限
- ・電子証明書の有効期限 ・臓器提供意思表示

様々なサービスが利用できます

ＩＣチップに記録されている電子証明書をを用いた e-Tax などの電子申請やコンビニで住民票などの証明書が取得できます。

個人番号カードの有効期間

個人番号カードの有効期間は 10 年（未成年の場合は 5 年）です。

なお、コンビニ交付などで利用する ＩＣチップに記録した電子証明書の有効期間は 5 年です。

Ｑ１ 住民基本台帳カードはどうなるの？

28 年 1 月以降、新規発行は行いません。有効期間内は引き続き利用が可能です。

個人番号カードの交付を受ける際には、住民基本台帳カードを返納していただきます。

Ｑ２ 電子証明書とは何ですか？

個人番号カードには、署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の 2 種類の電子証明書が搭載されます。

署名用電子証明書は、電子文書を送信する際などに文書が改ざんされていないかを確認するための証明書で、電子申請などに利用できます。

利用者証明用電子証明書は、利用者本人であることを証明するための証明書で、マイナポータルログインや各種証明書のコンビニ交付などに利用できます。

マイナンバー制度の問い合わせは

■マイナちゃんのマイナンバー解説

制度に関する基本的な疑問点にお答えしている内閣府のホームページです。

マイナちゃん

検索

■コールセンター（内閣府）

☎ 0570-20-0178 ※通話料がかかります

■市への問い合わせ

制度について 本庁総務課（内線 455）

通知カード、個人番号カードについて

本庁市民課（内線 132）

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）のお知らせ ～その 2～

マイナンバーが 記載された 通知カードが届きます



マイナちゃん

すべての国民に付番されるマイナンバー（個人番号）。あなたが住民登録している住所にマイナンバーが記載された「通知カード」を送付します。大切に保管してください。

通知カードは簡易書留で送付します

マイナンバーが記載された通知カードは、世帯分が、地方公共団体情報システム機構から送付されます。転送はされませんのでご注意ください。

封筒の中に次の書類が入っているか確認をお願いします。

- 通知カード・個人番号カード交付申請書
- 説明用パンフレット
- 個人番号カード交付申請書の返信用封筒

奥州市民への送付は 11 月頃になります

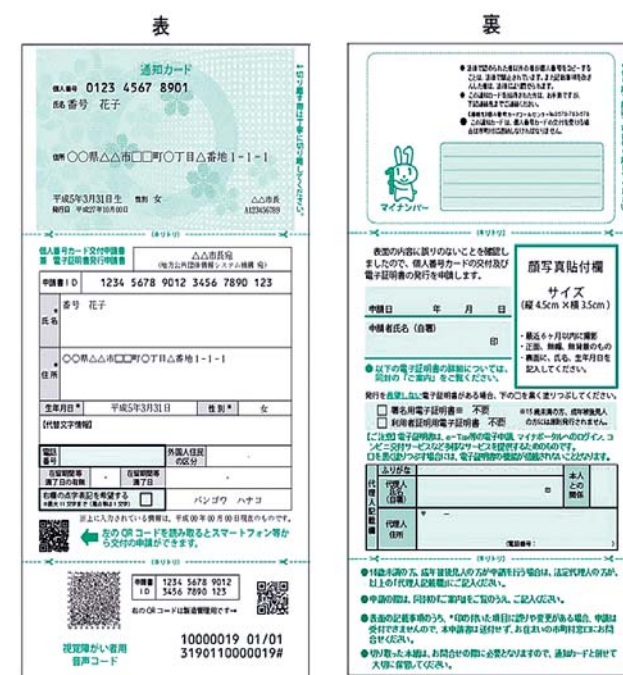
奥州市民へは 11 月頃の送付が予定されています。順次発送のため、配達時期に差が出る場合がありますのでご理解ください。

通知カードを受け取ることができなかったら？

住民登録上の住所と異なるところにお住まいの場合、通知カードを受け取ることができない可能性があります。その場合は、通知カードが市役所に返送された後、窓口で受け取ることができます。窓口では本人確認をしたうえで、通知カードをお渡しします。また、委任状を準備すれば代理人による受け取りも可能です。

通知カードは大切に保管してください

通知カードは、住所変更の届け出や年金受給の手続き、税の申告などの際に提示を求められますので大切に保管してください。



上部が「通知カード」、下部が「個人番号カード交付申請書」のイメージ図。キリトリ線から切り離すようになっています

通知カードの配送状況についてのお問い合わせは…

・世帯ごと（宛名）の配送状況はナビダイヤルで

0570-783-578（日本語）

0570-064-738（外国語対応）

※ナビダイヤルは通話料がかかります

・市町村ごとの郵便局への差出状況は次の URL から

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

